

## 令和3年度 第3回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和3年10月20日（水） 午後3時00分～午後4時30分	
開催場所	松阪市役所 5階特別会議室	
出席者 (敬称略)	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士） 副委員長 村田 裕（前 名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 昇（税理士） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/法学博士） 委員 横山 賢（前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士）	
事務局	契約・検査担当理事 中西 契約監理課長 田中 調達担当主幹 柳川 検査指導係長 野口 検査指導係主任 大河内 契約係長 中西	
議題	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題1</div> 入札及び契約の状況報告（令和3年7月から令和3年9月分） <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について</li> <li>・指名停止措置の運用状況について</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題2</div> 抽出事案の審議（坂本委員抽出） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題3</div> 随意契約に係る意見聴取について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他</div> 次回開催日程及び抽出委員の選出等について	

委員	事務局
●入札及び契約の状況報告（令和3年7月から令和3年9月分）	
	<b>・工事の発注状況について</b> 第2四半期の入札件数は総計111件。内訳として工事79件、委託25件、入札不調1件、中止は6件であった。前年同期と比較し、

	<p>発注総数は7件の減。</p> <p>契約金額は総計26億3,052万9,000円。内訳が工事24億1,106万3,600円、委託2億1,946万5,400円で前年比較総計2億7,907万6,600円の減。</p> <p>平均落札率は、全体で86.58%、内訳として工事が87.18%、委託が84.67%。</p> <p><b>・指名停止措置の運用状況について</b></p> <p>この四半期における指名停止は1件。</p> <p>環境省福島地方環境事務所が発注した工事において、該当者が下請け業者から受領した金銭を税務申告しなかったとして、所得税法違反の罪で令和3年6月29日に仙台地方検察庁より在宅起訴され、不正又は不誠実行為により、令和3年8月6日から1か月の指名停止の措置を行った。</p>
<p>●抽出事案の審議（坂本委員抽出）</p>	
<p>この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査型の案件などについて確認したい。事務局に説明をお願いしたい。</p>	<p><b>入札参加者数5社以下、落札率90%以上について</b></p> <p>入札参加者数5社以下で落札率90%以上となった案件は10件。</p> <p>内訳は建設工事3件、業務委託が7件。建設工事から「五主津波避難タワー新築工事」。前回当委員会で報告させていただいた入札事務誤りによる入札無効とした案件と同一。一部設計書を見直し再度公告を行った。入札参加業者は2者。建築工事においては、従来から高落札率となる案件が多い。最低制限価格率90.79%と比較し、落札率は90.87%であり、参加者少数であったが競争性は確保できたと考えている。</p> <p>次に業務委託から「松阪市（嬉野管内）合理化事業計画策定業務」。合理化事業計画とは、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事</p>

業等の合理化に関する特別措置法」(合特法)に基づき、将来にわたり、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理体制を確保するとともに、一般廃棄物処理業(し尿)等の業務の安定を保持することを目的に策定するものであり、前回策定した平成22年から10年経過することから見直しを行うものである。

入札参加条件は補償コンサルタント(営業補償、特殊補償部門)、建設コンサルタント(下水道部門、都市計画及び地方計画部門、建設環境部門)のすべてに登録があることとし、参加可能業者は、市内業者、準市内業者、県内業者で十数者確認できたため、地域条件は県内業者までとし発注したが、結果的に1社であった。その要因として、同社は10年前に本市の同事業の計画を策定していることから、本市の将来にわたる下水道事業の全体計画や市内の一般廃棄物処理業等事業者の実情などを把握しており本業務に対して経験があったことから参加したと推察するが、本業務がその他の設計業務等に比べ一般的ではないこと、業務価格が高額ではない案件であることなどから他社においては、入札参加を敬遠されたものと分析している。

続いて、公共下水道事業に伴う配水管布設替設計業務委託その1～その5の5件。

参加資格において、建設コンサルタント登録規程による上水道及び工業用水道部門登録を求めた案件。

また、本市発注基準では、業務委託総持ち件数、部門別持ち件数を定めており、入札参加者が無かったことや参加者少数の要因については、既に複数落札しており持ち件数の上限に達していることや、上限を超えないように参加を控えたものと思われる。

#### 落札率 90%以上について

落札率 90%以上は 13 件。内訳は、建設工事 5 件、業務委託が 8 件。

先で述べた、入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上と重複する案件があるが、その中でも、「県百々川河川改修工事に伴う配水管布設替設計業務委託」、「飯高地域振興局受変電・発電設備改修工事」、「ハートフルみくも保健福祉センター屋上防水改修工事」は、最低制限価格率を算出するランダム係数が高めの設定となった。ランダム係数が高くなると、いくつかの応札が最低制限価格を下回る事象が発生する。従来から一定程度で発生している事象である。

#### 入札参加者数 5 社以下について

次に入札参加者が 5 社以下となった案件は 26 件。建設工事は 11 件あるが、最低制限価格率付近での落札率であり、競争性は働いたと考えている。

業務委託については 15 件。内 7 件は、公共下水道事業に伴う配水管布設替設計業務委託。その中でも公共下水道事業に伴う配水管布設替設計業務委託（その 2）、（その 5）については、入札参加者 1 社で落札率 100%であった。

この時期は業者の手持ちが徐々に増え参加者が少なくなる傾向がある。特に今年は下水道事業に伴う配水管布設替設計が多いと確認している。加えて他団体の公共事業や民間受注の状況なども影響してか参加が見送られ、唯一の入札も採算上の受注希望金額で応札された結果と考えている。このような状況ではあるが、予定価格の範囲内で受注者が決定し事業が進むことは重要なことと考えている。

### 低入札型について

低入札型発注は7件。内訳は、下水道工事、水道工事並びに下水道施設工事が5件、建築一式・電気工事が各1件。

これまで積算参考資料を公告時に添付し、各業者がそれをもとに積算し、応札しているところ。開札の結果、応札額は同額になることが多く、低入札価格調査順を決めるくじを行うが、入札制度改正に合わせ、公告時に添付する「積算参考資料」の内容をより詳細に公表したので、このくじ引きにより落札者を決定する傾向が強くなったと感じているところである。

また、過去の意見書でもあるように、低入札価格調査制度の目的は、最低制限価格を下回る応札を失格として、場合によっては高値応札者とやむを得ず契約しなければならない不合理を防ぐといった観点から設定された制度。特に土木一式工事では、最低制限価格85%と低入札価格下限値の75%付近に応札額が集中する現状との乖離が大きくなり過ぎているところが課題となっていた。

制度改正後、今期の低入札平均落札率は、土木一式工事79%、建築一式90%。引き続き、最低制限価格と低入札価格の乖離について注視していく必要がある。

### 総合評価落札方式について

総合評価落札方式は、設計金額1億円以上の工事を対象とし、総合評価値の算出、現場管理提案を求める価格以外の評価項目など一部改正を行い、今年度4月に再開。今年度初めて「松阪市公共下水道事業松阪第2処理分区松阪2-3号外污水幹線管渠工事」で発注。

総合評価の結果については、価格以外の評価（技術評価点）が一番高かった業者が落札。

<p>・総合評価落札方式は、過去の委員会で契約締結までに1か月から2か月かかることで、合理的な理由で短縮化を図る仕組みを研究されたいと意見もあったと思うが、再開後、契約締結までにどのくらいの時間を要したのか。</p> <p>・前期と比べ入札中止件数は減ったが、設計誤書誤りの担当者を含めた情報共有やチェック体制等の強化を図られたい。</p> <p>・業務委託の入札参加者が少ない。特に下水道工事に伴う上水道の配水管布設替設計業務が少数と顕著。時期的に参加可能業者が手</p>	<p>価格だけで評価する従来の落札方式とは異なり、価格以外の評価を含め総合的に一番高かった業者が落札したことについては、同方式の効果が十分発揮されたものと考えている。</p> <p>三重県総合評価審査会へ本市総合評価方式案件を提案・承認後、契約締結まで2か月要した。通常の入札は、概ね2週間で落札者を決定するが、総合評価落札方式においては、学識経験者の意見聴取、同方式で発注する提案、開札後において価格点と価格以外の評価項目で総合評価値を算出し落札決定の報告を庁内の総合評価審査会で承認を受ける流れ。地方自治法等に基づきこの仕組みを設けているが、これらの日程調整がスムーズにいけば短縮は可能であると思うので、計画性をもった取り組みを研究したいと思う。</p> <p><b>インセンティブ型について</b>  今期は2件。参加業者からも好評を得ており、今年度も昨年度以上の発注件数を予定している。</p> <p><b>入札不調について</b>  入札不調1件「大口町配水管布設替設計業務委託」は、入札参加者が無く不調。</p> <p><b>入札中止について</b>  入札中止は6件。公告中に設計書に誤りがあったため中止の措置を行った。全案件、再度公告を行い入札執行済みである。</p> <p>・入札参加可能業者としては、準市内業者を含め十数社確認はできるが、建設コンサルタント道路部門や下水道部門と比較すると上水</p>
---	--

<p>持ち制限により参加を控えたと思うが、入札参加者を増やしていく検討などはされているのか。</p> <p>・「五主津波避難タワー新築工事」の説明で一部設計書を見直したと報告があった。見直しの内容は。</p>	<p>道・工業用水部門は少なくなる。入札参加者数5社以下、落札率90%以上で報告させていただいたが、業務委託総手持ち件数、部門別手持ち件数が参加者少数の要因と考えている。これまでは発注時期をずらし参加者少数対策などの対応をしているが、今年度は同設計業務委託の発注が例年に比べ多い。対策として9月13日の発注公告から、市内業者総手持ち件数を5件から7件、準市内業者の総手持ちを3件から5件、部門別手持ちは、上水道・工業用水道部門に限り2件にした。今年度暫定的な措置であり、本格的に発注基準を見直すのであれば、他の部門の入札参加可能業者との検証を行う必要がある。第三四半期以降の参加状況の検証を引き続き行い、研究したい。</p> <p>掲示板・物置の設置を追加した。</p>
<p>●随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
<p>委 員</p>	<p>事 務 局</p>
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考えますが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>① 松阪市公共下水道事業内水浸水想定区域図作成業務委託</p> <p>当業務は、浸水シミュレーションソフトを用いて内水浸水想定区域図を作成する。解析結果の信頼性を確保するために、作成した解析モデルが妥当であるかを確認する。この確認を行うには、作成した解析モデルに実際の過去降雨を降らせて発現した浸水データと実際の浸水実績データとの整合により行うもので、令和3年度業務範囲については、必要とする浸水実績データが無く、令和2年度業務範囲との一体的な確認が必要となる。当該事業者であれば解析モデルを再構築する費用が</p>

・令和3年度事業は、令和2年度時に計画は無かったのか。本来ならば令和2年度の事業と一緒に計画していくのではないか。

.....

**委員会としての意見**

・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。

.....

**委員会としての意見**

・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。

不要となり、競争入札を行うよりも経済的であり、かつ解析データの統一性を向上させることができるため、令和2年度受注業者である契約相手方と自治令第167条の2第1項第2号及び第6号により随意契約を締結した。

・令和2年度補助金申請時に、令和3年度事業も含めていたが、令和3年度分が補助対象にならなくなったため補助金対象となる令和3年度に事業を送った。

昨年度のシミュレーションデータと整合させないと統一性がないため随意契約しているが、契約相手方と交渉する中で、去年の請負率、去年のデータを活用できるなど安価になるための協議は行っている。

.....

② 第3-4号塚本町 JR 軌道下配水管布設替工事

当該工事は軌道敷横断及び名松線塚本踏切の軌道敷近接での配水管復旧工事。事前協議において、保安要員の専属配置等、列車の運転保安及び旅客公衆の安全確保が求められ、軌道工事に精通し、保安要員を確保できる唯一の業者である相手方と自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

.....

③ ため池耐震調査業務委託

本業務は過去に行った「ため池一斉点検及びハザードマップ」の結果、過去のデータとの整合を図りつつ、堤体の健全度（耐震照査）について総合的な判断のもと改修の要否判定を行い、過去に実施した「ため池耐震診断」と合わせ今後の改修計画に必要となる資料を作成するもの。

	<p>相手方は、昭和 52 年から実施している「ため池定期診断」により、本市のため池の状態や、平成 25 年度に「ため池一斉点検とハザードマップ作成」を行い、ため池の現状や下流域に及ぼす被害想定を熟知しており、これまでの業務による現地調査や資料収集などの省略が出来経費の削減も見込め、これまでの業務に対する責任所在の一元化も含めて本業務に必要となる条件を満たせることから当該業務について、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p>
<p>.....</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>④ 令和 3 年度 里山の森林安全安心対策事業業務委託</p> <p>本業務は、森林所有者に代わって全額公費により森林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させ、災害に強い森林づくりを目的とし、市と森林所有者及び森林所有者の同意を得た認定林業事業体において 10 年間の「災害に強い森林づくり協定」に基づき事業を実施するものであるため自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p>
<p>.....</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>.....</p> <p>⑤ ふるさと納税デジタル広告の配信</p> <p>本業務は、新たな広告を配信することにより、各ふるさと納税ポータルサイトへの流入増加を図り、寄附金の増加並びに本市の魅力発信を図るものである。</p> <p>最もユーザー規模が大きく、また、独自のビックデータを活用し効率的なディスプレイ広告や検索連動型広告が実現できるため自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。</p>

・契約相手方は最もユーザー規模が大きく、独自のビッグデータを所有されているが、比較はされたうえで随意契約を締結しているのか。

.....

**委員会としての意見**

・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。

.....

**委員会としての意見**

・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。

・契約相手方と他2社の比較は行っている。契約相手方が昨年度受注したふるさと納税業務と関連しているため折衝。また、より効果を求めるため相談したところ直接契約をしてくれる結果となった。全国的に珍しいケースでありチャンスで効果もあると考えている。

.....

⑥ 高濃度PCB廃棄物処理委託

本業務は松阪市が保管してある高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を適正に処理するもの。PCB保管事業者はPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）及び施行令の規定により令和4年3月までに処理することが義務づけられている。また、環境省はPCB特措法第6条第1項に基づきPCB廃棄物処理基本計画を定め、高濃度PCB廃棄物は、相手方では処理できないこととされている。相手方は全国に中間処理を行う事業所を設置しているが、東海・近畿エリアの高濃度PCB廃棄物保管事業所は相手方では処理できないことと競争性がないことから自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

.....

⑦ 新型コロナウイルスワクチン住民接種予約体制強化に係る事務運營業務

本業務は、令和3年4月の予約受付開始時の混雑状況を受けた「コールセンターの回線増設」と、接種対象に12歳から15歳までが追加されたことによる接種券発送の追加等を行うもの。ワクチン接種に関し、既に当該

	<p>業者と「コールセンター設置」「接種券等の作成・発送」「予約システムの構築」に係る業務委託契約を締結して事業を進めており、本業務と密接に関連する業務であることから自治令第167条の2第1項第2号及び第6号により随意契約を締結した。</p>
<p>●次回開催日程及び抽出委員の選出</p>	
	<p>次回開催日を令和4年1月17日（月）14時00分からとし、抽出委員は伊藤委員とする。</p>